

北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という権利を守り、人間らしく暮らすために最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は、2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額を下回らない水準に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

北海道余市郡余市町議会議長 藤 野 博 三

【提出先】 北海道労働局長